



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *61 和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅環境課)
- 告示
 - 649 大新公園地下駐車場使用料の徴収事務の委託 (住宅環境課)

規 則

和歌山県規則第61号

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県都市公園条例施行規則(昭和34年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第3条の表和歌公園の項の次に次のように加える。

大新公園	地下駐車場	1月1日から12月31日まで	午前7時から翌日午前2時まで
------	-------	----------------	----------------

第4条第1項中「有料公園施設を使用する」を「有料公園施設(大新公園の地下駐車場を除く。以下この条及び第6条から第6条の4までにおいて同じ。)を使用する」に改める。

第11条中「紀北公園」の次に「及び大新公園地下駐車場」を加え、同条を第21条とし、第10条を第20条とする。

第9条第1号中「別記第13号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条第2号中「別記第14号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条第3号中「別記第15号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条第4号中「別記第16号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条を第19条とし、第8条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(工作物を保管した場合の公示の場所)

第17条 条例第10条の3第1項第1号及び第2項に規定する規則で定める場所は、当該都市公園の管理者の事務所とする。

2 条例第10条の3第2項に規定する規則で定める様式は、別記第21号様式とする。

3 条例第10条の6に規定する規則で定める様式は、別記第22号様式とする。

第7条第1項中「別記第11号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条第2項中「別記第12号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第16条とし、第6条の5の次に次の9条を加える。

(駐車車両)

第7条 大新公園の地下駐車場(以下「駐車場」という。)に駐車することができる自動車の種別は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、その大きさは、別表第1のとおりとする。

(回数券)

第8条 駐車場は、回数券により使用することができる。この場合において、回数券の種類は、別表第2のとおりとし、その様式は、別記第11号様式のとおりとする。

(定期券)

第9条 知事は、駐車場を期間を定めて毎月使用することを認めた者に対し、定期券(別記第12号様式)を交付するものとする。

2 前項の定期券の交付を受けて駐車場を期間を定めて毎月使用しようとする者は、大新公園地下駐車場定期駐車申込書(別記第13号様式)を当該使用を開始しようとする日の5日前までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(駐車料金の納付)

第10条 駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)は、駐車場を使用する者が駐車場から自動車を出場させる時に納付するものとする。ただし、回数券に係る駐車料金にあっては回数券の交付を受けた時に、定期駐車料金にあっては定期券の交付を受けた時又は毎月知事が定める日に納付するものとする。

(駐車料金の還付)

第11条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車料金については、第3条の規定により駐車場の使用を休止したとき、又は駐車場を期間を定めて毎月使用することを認められた者が当該使用することを認められた期間内に当該使用を止めようとする場合においてあらかじめ大新公園地下駐車場定期駐車解約申込書(別記第14号様式)を知事に提出したときは、定期駐車料金の当該駐車場を使用できない期間又は駐車場を使用しない期間に相当する額を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により定期駐車料金の還付を受けようとする者は、大新公園地下駐車場利用料金還付申請書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

(駐車場の使用の方法)

第12条 駐車場を使用する者は、駐車場に自動車を入場させる時に駐車券(別記第16号様式)の交付を受け、及び駐車場から自動車を出場させる時に当該交付を受けた駐車券を

差し出さなければならない。ただし、定期券を用いて駐車場に自動車を入場させ、及び駐車場から自動車を出場させる場合については、この限りでない。

(駐車券の紛失等)

第13条 駐車場を使用する者(定期券を用いて駐車場を使用する者を除く。)は、交付を受けた駐車券を紛失したときは、駐車券紛失届(別記第17号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の駐車券紛失届の提出があったときは、運転免許証その他の証拠書類によりその事実を確認の上、駐車場から当該駐車券に係る自動車を出場させるものとする。

(定期券の紛失等)

第14条 有効期間の残存する定期券を紛失し、き損し、汚損し、又は焼失した者が定期券の再交付を受けようとするときは、大新公園地下駐車場定期券再交付申請書(別記第18号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該定期券に係る自動車駐車場に入場しているときは、知事は、運転免許証その他の証拠書類によりその事実を確認の上、駐車場から当該自動車を出場させるものとする。

2 知事は、前項の定期券再交付申請書の提出があったときは、運転免許証その他の証拠書類によりその事実を確認の上、定期券を再交付するものとする。

(駐車場の施設等の損傷等の届出等)

第15条 駐車場を使用する者は、駐車場の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 駐車場を使用する者は、その責めに帰すべき理由により駐車場の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第7条関係)

駐車場の形式	高さ	幅	長さ	重量(積載物を含む。)	
自走式	2.1メートル以下	1.9メートル以下	5.4メートル以下	2トン以下	
3段機械式	1段・2段	1.5メートル以下	1.85メートル以下	5.05メートル以下	1.85トン以下
	地下	1.5メートル以下	1.7メートル以下	4.7メートル以下	1.5トン以下

別表第2(第8条関係)

種類	販売額
1組(300円券11枚)	3,000円
1組(200円券11枚)	2,000円
1組(150円券11枚)	1,500円
1組(100円券11枚)	1,000円
1組(5,500円相当分)	5,000円
1組(11,000円相当分)	10,000円
1組(33,000円相当分)	30,000円

別記第16号様式中「(第9条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第26号様式とし、別記第15号様式中「(第9条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第25号様式とし、別記第14号様式中「(第9条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第24号様式とし、別記第13号様式中「(第9条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第23号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

別記第 2 1 号様式 (第 1 7 条関係)

保 管 工 作 物 一 覧 簿								
整 理 番 号	保 管 した 工 作 物			保 管 した 工 作 物 が 放 置 さ れ て い た 場 所	除 去 し た 年 月 日 時	保 管 を 始 め た 年 月 日 時	保 管 の 場 所	備 考
	名 称 又 は 種 類	形 状 又 は 特 徴	数 量					

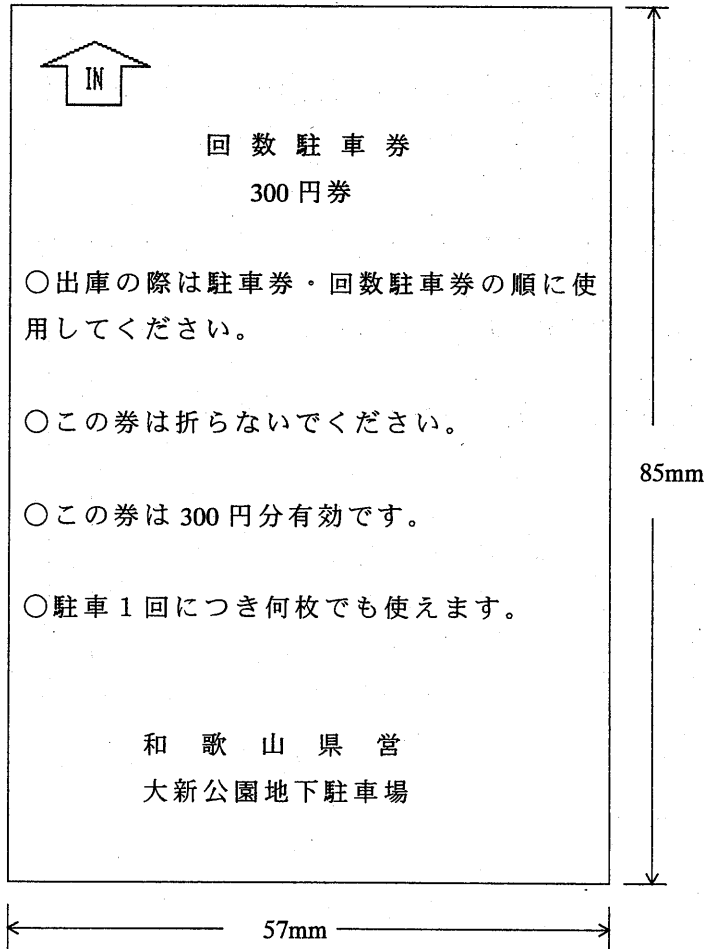
別記第 2 2 号様式 (第 1 7 条関係)

<p style="font-size: 1.2em;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">返還を受けた者</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">下記のとおり工作物 (現金) の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返 還 を 受 け た 工 作 物	整理番号	
	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数量	
返還を受けた金額		

別記第12号様式中「(第7条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記第20号様式とし、別記第11号様式中「(第7条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記第19号様式とし、別記第10号様式の次に次の8様式を加える。

別記第 1 1 号様式 (第 8 条関係)

(その 1)



(その2)



回数駐車券
200円券

○出庫の際は駐車券・回数駐車券の順に使用してください。

○この券は折らないでください。

○この券は200円分有効です。

○駐車1回につき何枚でも使えます。

和歌山県営
大新公園地下駐車場

85mm

57mm

(その 3)

回数駐車券
150円券

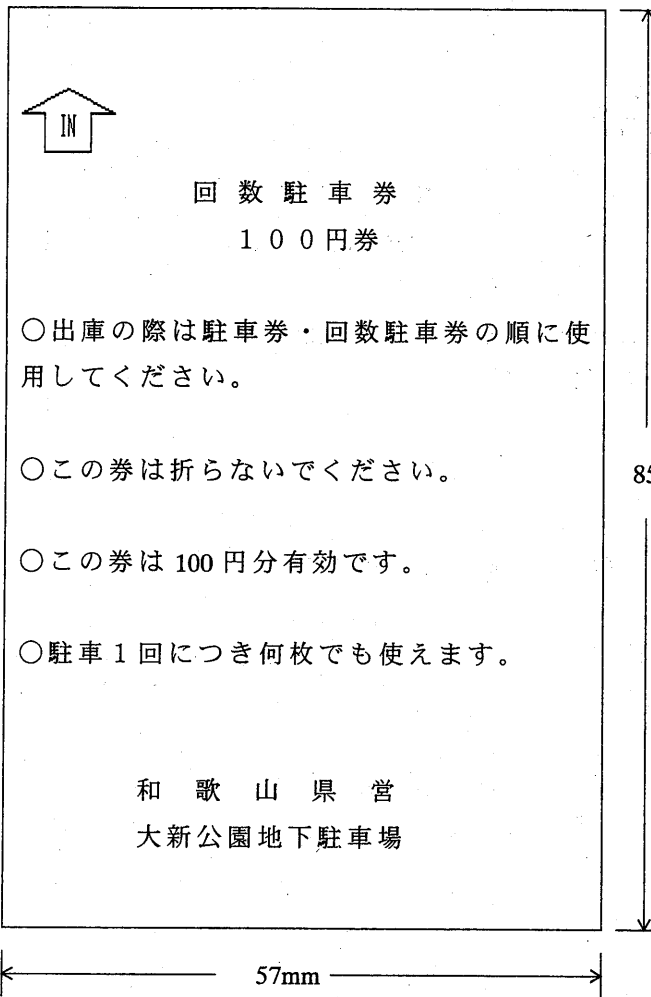
- 出庫の際は駐車券・回数駐車券の順に使用してください。
- この券は折らないでください。
- この券は 150 円分有効です。
- 駐車 1 回につき何枚でも使えます。

和歌山県営
大新公園地下駐車場


57mm

85mm

(その4)



(その 5)



プリペイドカード
5,500 円相当分
(販売額 5,000 円)

○この券は表記金額分利用できます。

○出場の際は駐車券・プリペイドカードの順に使用してください。また現金との併用も可能です。

○この券を折り曲げたり、破損しないようご注意ください。

○この券は換金できません。

和歌山県営
大新公園地下駐車場

85mm

57mm

(その6)



プリペイドカード
11,000円相当分
(販売額 10,000円)

- この券は表記金額分利用できます。
- 出場の際は駐車券・プリペイドカードの順に使用してください。また現金との併用も可能です。
- この券を折り曲げたり、破損しないようご注意ください。
- この券は換金できません。

和歌山県営
大新公園地下駐車場

85mm

57mm

(その7)

↑ IN

プリペイドカード
33,000円相当分
(販売額 30,000円)

○この券は表記金額分利用できます。

○出場の際は駐車券・プリペイドカードの順に使用してください。また現金との併用も可能です。

○この券を折り曲げたり、破損しないようご注意ください。

○この券は換金できません。

和歌山県営
大新公園地下駐車場

85mm

57mm

別記第12号様式 (第9条関係)

(その1)


The diagram shows a rectangular parking ticket form with a width of 57mm and a height of 85mm. The form contains the following elements:

- No**: A label followed by a rectangular box for the ticket number.
- IN**: A small house-shaped icon with the word "IN" inside, positioned to the left of the ticket title.
- 定期駐車券 (全日)**: The title of the parking ticket, centered.
- 有効期限**: A label followed by three boxes for the validity period: 年 月 日まで.
- 車両番号**: A label followed by a wide rectangular box for the vehicle number.
- 氏名**: A label followed by a wide rectangular box for the name.
- 和歌山県営 大新公園地下駐車場**: The name of the parking facility, centered at the bottom of the form.

Dimensions are indicated by arrows: 57mm for the width and 85mm for the height.

(その2)

No



定期駐車券 (昼間)
(駐車時間午前7時から午後7時まで)

有効期限 年 月 日まで

車両番号

氏名

○定められた駐車時間以外の駐車については、
所定の駐車料金が必要です。

和歌山県営
大新公園地下駐車場

85mm

57mm

別記第 13 号様式 (第 9 条関係)

(その 1)

大新公園地下駐車場定期駐車申込書 (昼間)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

大新公園地下駐車場の定期駐車を利用したいので、別記について誓約のうえ、
下記のとおり申し込みます。

記

申請者	住所又は所在地
(利用者)	

	(ふりがな)
	氏名 印

	電話 () - _____

登録車両	(車名)	(色)

	(ナンバープレート)	
駐車料金	月額	円
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

※ 太枠内についてご記入ください。

- 1 左記の利用期間における利用権は毎月期限内に料金を納付し、かつその他の利用条件を遵守することで月単位で与えられるものであることに異議ありません。
- 2 駐車料金は、利用月の 15 日までに駐車場管理事務所の窓口にて納付します。また、納入通知書での納付の場合、15 日（15 日が祝日、土曜日又は日曜日である場合は、その次の最初の平日）までに和歌山県の指定金融機関又は収納代理金融機関にて納付します。
なお、納期限までに納付しないときは、催告を受けずに直ちに昼間定期駐車承認を取り消されても異議ありません。
- 3 登録車両以外は、駐車しません。また、登録車に変更が生じたときは、直ちに届け出て訂正を受けます。
- 4 駐車場内における自動車の損傷、盗難等の事故が県の過失によらないときは、自己の責任において解決します。
- 5 昼間定期駐車の利用権を第三者に譲渡しません。
- 6 定期券を紛失したときは、定期券の再発行を受けるまでの間は、普通料金を納付します。
- 7 駐車場内への入場は、必ず定期券で入場します。
なお、定期券によらず駐車券で入場したときは、普通料金を納付します。
- 8 駐車料金が条例改正により改正されたときは、当該改正後の金額を納付します。
- 9 定期駐車は、車庫証明の対象にならないことに異議ありません。
- 10 登録車両は、長さ 5.4 m、幅 1.9 m、高さ 2.1 m、重さ 2.0 t（積載物を含む。）以内にします。
- 11 午前 7 時から午後 7 時までの出入時間を守ります。
なお、超過時間分は普通料金を納付します。また、入場時に駐車場が満車のときは、すぐには入場できないことに異議ありません。
- 12 定期駐車を解約するときは、解約の申し出をします。
- 13 駐車場内では、すべて係員の指示に従います。

※添付書類

車検証写し

(その 2)

大新公園地下駐車場定期駐車申込書 (全日)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

大新公園地下駐車場の定期駐車を利用したいので、別記について誓約のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

申請者	住所又は所在地
(利用者)	
	(ふりがな)
	氏名 印
	電話 () -

登録車両	(車名) (色)
	----- (ナンバープレート)
駐車料金	月額 円
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 太枠内についてご記入ください。

- 1 左記の利用期間における利用権は毎月期限内に料金を納付し、かつその他の利用条件を遵守することで月単位で与えられるものであることに異議ありません。
- 2 駐車料金は、利用月の15日までに駐車場管理事務所の窓口にて納付します。また、納入通知書での納付の場合、15日(15日が祝日、土曜日又は日曜日である場合は、その次の最初の平日)までに和歌山県の指定金融機関又は収納代理金融機関にて納付します。
なお、納期限までに納付しないときは、催告を受けずに直ちに全日定期駐車承認を取り消されても異議ありません。
- 3 登録車両以外は、駐車しません。また、登録車に変更が生じたときは、直ちに届け出て訂正を受けます。
- 4 駐車場内における自動車の損傷、盗難等の事故が県の過失によらないときは、自己の責任において解決します。
- 5 全日定期駐車の利用権を第三者に譲渡しません。
- 6 定期券を紛失したときは、定期券の再発行を受けるまでの間は、普通料金を納付します。
- 7 駐車場内への入場は、必ず定期券で入場します。
なお、定期券によらず駐車券で入場したときは、普通料金を納付します。
- 8 駐車料金が条例改正により改正されたときは、当該改正後の金額を納付します。
- 9 定期駐車は、車庫証明の対象にならないことに異議ありません。
- 10 登録車両は、長さ5.4m、幅1.9m、高さ2.1m、重さ2.0t(積載物を含む。)以内にします。
- 11 午前7時から翌日午前2時までの出入時間を守ります。
なお、超過時間分は普通料金を納付します。また、入場時に駐車場が満車のときは、すぐには入場できないことに異議ありません。
- 12 定期駐車を解約するときは、解約の申し出をします。
- 13 駐車場内では、すべて係員の指示に従います。

※添付書類

車検証写し

別記第14号様式 (第11条関係)

大新公園地下駐車場定期駐車解約申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

印

TEL ()

このことについて、下記のとおり大新公園地下駐車場定期駐車を解約
したいので届け出ます。

記

定期番号	
登録車種	車名 (色) 車両番号
解約年月日	平成 年 月 日 から
備 考 (解約理由等)	

別記第 15 号様式 (第 11 条関係)

大新公園地下駐車場利用料金還付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

印

TEL ()

このことについて、下記のとおり大新公園地下駐車場定期駐車料金の還付を受けたいので申請します。

記

定期番号	
登録車種	車名 (色) 車両番号
定期の有効期間	
定期駐車料金納入済額	
還付申請額	

別記第16号様式 (第12条関係)



和 歌 山 県 営
大 新 公 園 地 下 駐 車 場
(営業時間 午前7時～午前2時)

駐 車 券

- この券は出場の際に必要です。
折り曲げたり、紛失しないよう
ご注意ください。
- 車から離れる際は必ず鍵をかけ
てください。
- 当駐車場内における事故盗難等
は一切責任を負いません。
- 車の出入は営業時間内にお願
いします。
- 本券を紛失、破損した時は当駐
車場規定の料金となります。

85mm

57mm

別記第17号様式 (第13条関係)

駐車券紛失届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名
車両番号

出 庫	時	分
入 庫	時	分
駐車時間	時	分
料 金		円

駐車券を紛失しましたのでお届けします。

別記第18号様式 (第14条関係)

大新公園地下駐車場定期券再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

印

TEL ()

このことについて、下記のとおり大新公園地下駐車場定期券の再交付を受けたいので申請します。

記

定期番号	
登録車種	車名 (色) 車両番号
定期の有効期間	
再交付の理由	
備考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第649号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、大新公園地下駐車場使用料の徴収事務を平成17年4月1日から社団法人日本駐車場工学研究会に委託したので告示する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹